

大阪歯科大学歯学部入学特待生に関する内規

大阪歯科大学（以下「本学」という。）の歯学部第1学年に入学した「入学者選抜試験成績優秀者特待生」（以下「入学特待生」という。）の選考、在学中の学修及び学費（入学金を除く。以下同じ。）の免除について、下記の通り定める。

- 1 入学特待生は、入学年度に向けて実施される「一般選抜（前期）」、「一般選抜（全学部日程）理科2科目型」及び「大学入学共通テスト利用選抜（前期）5科目型」の総合得点の成績優秀者を対象に選考する。
- 2 入学特待生は、「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年文部科学省令第十六号）」で定められた国立大学の授業料と本学歯学部の学費との差額分を免除し、2年目以降も同様とする。
「一般選抜（前期）」、「一般選抜（全学部日程）理科2科目型」、「大学入学共通テスト利用選抜（前期）5科目型」対象人数 原則 20名程度
- 3 入学特待生は、当該学年学生の模範となるよう学修に努めなければならない。
- 4 入学特待生の継続の可否は、前学期成績発表時と進級発表時に行う。
- 5 第1学年前学期成績発表時に、授業欠席過多による受験失格科目がある場合、若しくは成績不良である場合は、入学特待生の後学期の学費の免除は取り消すこととし、第2学年以降も同様に取り扱う。
なお、休学の場合は、入学特待生の資格を取り消し、「大阪歯科大学学費等納付金規程」に基づき、その学期の授業料及び教育充実費を納めるものとする。
- 6 入学特待生の翌年度学費の免除決定は、次の通りとする。
 - 1) 入学特待生の資格は、原級止、及び学則違反など特待生の適性に著しく疑義が生じた場合を除き、原則として継続するものとする。
ただし、休学を経て復学する場合、その後の学費免除の資格は与えない。
 - 2) 資格継続の可否は、年度末の学業成績や出席率に基づき、大阪歯科大学歯学部教務部委員会において審議し、大阪歯科大学歯学部主任教授会の議を経て理事会が承認する。なお、資格継続の不認可以降、資格は与えない。
- 7 入学特待生は、歯学部特待生に関する内規（以下「歯学部特待生内規」という。）に規定する特待生を兼ねることはできない。
- 8 入学特待生の資格を消失後、成績が上昇し、歯学部特待生内規に規定する特待生の基準に達すれば、その候補者となり得る。

附則

（施行期日）

- 1 この内規は、平成28年1月28日に施行し、平成28年度入学生から適用する。

（内規の改正）

- 2 この内規は、平成30年7月26日に改正した。
- 3 この内規は、2023年6月29日に改正した。

4 この内規は、2025 年 4 月 1 日に改正した。

5 この内規は、2026 年 5 月 28 日に改正した。